

○宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成十六年三月三十一日

宮城県議会訓令甲第三号

(趣旨)

第一条 この規程は、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成十六年宮城県条例第三十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派届等)

第二条 条例第六条第一項の会派届は、様式第一号によるものとする。

2 条例第六条第二項の会派異動届は、様式第二号によるものとする。

3 条例第六条第三項の会派離脱届は、様式第三号によるものとする。

4 条例第六条第四項の会派解散等届は、様式第四号によるものとする。

(無会派議員届)

第三条 条例第七条第一項の無会派議員届は、様式第五号によるものとする。

2 条例第七条第二項の無会派議員異動届は、様式第六号によるものとする。

(会派等の通知)

第四条 条例第八条の規定による通知は、様式第七号により行うものとする。

(政務活動費の請求)

第五条 条例第十条第一項及び第三項の規定による政務活動費の請求は、様式第八号により行うものとする。

(収支報告書等)

第六条 条例第十三条第一項の規定による収支報告書の提出は、様式第九号により行うものとする。

2 条例第十三条第一項の収支報告書、同条第四項の収支報告書、同条第五項の収支報告書及び同条第六項の収支報告書は、様式第十号によるものとする。

3 条例第十三条第七項の実績報告書は、様式第十一号から様式第十一号の五までによるものとする。

4 条例第十三条第七項の規定による証拠書類の写しの添付は、様式第十二号により行うものとする。

5 条例第十三条第八項の支払証明書は、様式第十三号によるものとする。

6 条例第十三条第九項及び第十項の規定による修正報告書の提出は、様式第十四号及び様式第十五号により行うものとする。

- 7 条例第十三条第九項及び第十項の規定による修正報告書の提出は、原則として、条例第十三条第一項及び第四項から第六項までに規定する収支報告書の提出期間の末日の翌日から当該修正報告書に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して五年を経過する日までの間、行うことができるものとする。

(実費に代わる支出額算定方法)

第七条 政務活動費に係る旅費の計算にあつては、条例第十三条第二項の規定により、実費に代えて県議会議員の議員報酬等に関する条例(平成十二年宮城県条例第九十五号)第六条(第五項を除く。)の規定の例により算出した額によることができるものとする。

- 2 条例別表に掲げる経費について、政務活動費に係る経費と政務活動費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、条例第十三条第三項の規定により、従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には当該経費に二分の一を超えない範囲の按分率を乗じて得た額を支出額とすることができるものとする。ただし、もっぱら政務活動費に係る経費に充てたと認められる場合は、全額を支出額とすることができるものとする。

(措置命令)

第八条 条例第十四条第三項の規定による措置命令は、様式第十六号により行うものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第九条 条例第十五条の規定による収支報告書の写しの送付は様式第十七号により、修正報告書の写しの送付は様式第十七号の二により行うものとする。

(収支報告書等の閲覧等)

第十条 条例第十七条第二項の規定による収支報告書、修正報告書、実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書(以下「収支報告書等」という。)の閲覧は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日(その日が県の休日(「宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)」第一条に規定する休日をいう。))に当たるときはその翌日からすることができる。

- 一 条例第十三条第一項に規定する収支報告書並びに同条第七項及び第八項に規定する実績報告書、証拠書類の写し及び支払証明書(以下「実績報告書等」という。) 当該収支報告書及び実績報告書等の提出後、最初の七月一日

- 二 条例第十三条第四項から第六項までに規定する収支報告書及び実績報告書等 当該収支報告書及び実績報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日
- 三 条例第十三条第九項及び第十項に規定する修正報告書並びに当該修正報告書に係る実績報告書等 当該修正報告書及び実績報告書等を提出した日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日
- 2 条例第十七条第二項の規定により収支報告書等の閲覧をしようとする者は、様式第十八号の閲覧請求書を議長に提出しなければならない。
- 3 条例第十七条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までの間にしなければならない。
- 4 収支報告書等は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。
- 5 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 第二項から前項までの規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、条例第十七条第二項の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める
- 8 条例第十七条第四項の規定による収支報告書等のインターネットの利用による公表は、第一項各号に定める日の翌日から起算して二月以内に、宮城県議会のウェブサイトに掲載して行うものとする。
- 9 前項の収支報告書等のウェブサイトへの掲載期間は、当該収支報告書等に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成一九年議会訓令甲第三号)

この訓令は、平成十九年一月五日から施行する。

附 則(平成二〇年議会訓令甲第二号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年議会訓令甲第一号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令による改正後の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、この訓令の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成二二年議会訓令甲第一号)

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年議会訓令甲第二号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十五年三月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この訓令の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前に改正前の宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成二五年議会訓令甲第三号)

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年議会訓令甲第四号)

この訓令は、平成二十九年十月六日から施行する。

附 則(平成三〇年議会訓令甲第三号)

この訓令は、平成三十一年一月一日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

会 派 名

代表者名

印

会 派 届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 代表者の氏名

3 政務活動費経理責任者の氏名

4 所属議員数 名

5 所属議員氏名 別紙会派所属議員名簿のとおり

別紙

会派所属議員名簿

会派名

番 号	所属議員名	備 考

(注)「所属議員名」欄には、当該会派に所属する議員が署名又は記名押印すること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

年 月 日

宮城県議会議長

殿

会 派 名

代表者名

印

会 派 異 動 届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

年 月 日

2 異動内容

該当欄	区 分	新	旧
	会派の名称		
	代表者の氏名		
	政務活動費 経理責任者の氏 名		
	所属議員数	名	名
	異動のあった所属 議員の氏名	(新たに所属した議 員の氏名)	(所属議員でなくなっ た議員の氏名)

(注 1) 該当する異動内容の該当欄に○印を付し、所要事項を記載すること。

(注 2) 異動のあった所属議員の氏名欄には、当該議員が署名又は記名押印することを原則とする。

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

議員名 印

会 派 離 脱 届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 離脱する会派の名称

2 離脱年月日 年 月 日

様式第4号(第2条関係)

年 月 日

宮城県議会議長

殿

会 派 名

代表者名

印

会 派 解 散 等 届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第6条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散する会派(政務活動費の交付を辞退する会派)の名称

2 解散(辞退)年月日 年 月 日

3 所属議員数 名

4 所属議員氏名 別紙会派所属議員名簿のとおり

別紙

会派所属議員名簿

会派名

番 号	所属議員名	備 考

(注) 「所属議員名」欄には、当該会派が解散するとき又は当該会派が政務活動費の交付を辞退するときに当該会派に所属する議員が署名又は記名押印すること。

様式第 5 号 (第 3 条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

議員名

印

無会派議員届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、届け出ます。

様式第 6 号 (第 3 条関係)

年 月 日

宮城県議会議長 殿

議員名

印

無会派議員異動届

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動内容 会派への所属・政務活動費の交付の辞退

2 異動年月日 年 月 日

(注) 「異動内容」は、該当する事由に○印を付すこと。

様式第7号(第4条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県議会議長 印

政務活動費の交付に係る会派及び議員について(通知)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第8条第 項の規定により、政務活動費の交付に係る会派及び議員について、下記のとおり通知します。

記

別紙

届(写し)のとおり

様式第 8 号 (第 5 条関係)

年 月 日

宮城県知事 殿

請求者

会派にあつては名称
及び代表者名, 無会派 印
議員にあつては議員名

政務活動費請求書

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 10 条第 項の規定により, 下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
年 月分 ~ 年 月分
- 2 所属(異動)議員数 名

内訳 別紙会派所属議員名簿のとおり

3 振込先

銀行名	本店	銀行支店	預金種別	当座普通
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				

(注) 「所属(異動)議員数」は, 請求者が会派である場合に記載すること。

様式第 9 号 (第 6 条関係)

年 月 日

宮城県議会議長

殿

提出者

{	会派にあつては名称及び	}	印
	代表者名, 無会派議員に		
	あつては議員名又は相続人名		

年度政務活動費に係る収支報告について(提出)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 13 条第 項及び第 7 項の規定により, 別紙のとおり政務活動実績報告書及び証拠書類の写しを添えて, 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

- | | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 政務活動費収支報告書 | 1 部 |
| 2 | 政務活動実績報告書 | 1 部 |
| 3 | 証拠書類の写し | 1 部 |

様式第 10 号 (第 6 条関係)

年度政務活動費収支報告書

(年 月 ~ 年 月分)

会派名又は無会派議員名

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

(単位 円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第 11 号(第 6 条関係)

年度政務活動実績報告書

会派名又は無会派議員名

(単位 円)

経費及び支出額	主な実績	内 容
調 査 研 究		
研 修		
広 聴 広 報		
要請陳情等活動		
会 議		
資 料 作 成		
資 料 購 入		

(注) 「主な実績」欄には、5万円以上の事業名とその所要額の全て、「内容」欄には事業に応じ、概要、件数等を記載すること。5万円未満の事業については、「主な実績」欄に「その他〇〇」として合計額のみを記載し、「内容」欄に項目等を記載すること。

様式第 11 号の 2(第 6 条関係)

※ 審査基準

- ・活動目的が県政の課題に関わること。
- ・政務活動費を充てることができる経費の範囲に合致すること。

年 月分 支出報告書

幹事長	経理責任者

会派名:

経 費	内 訳	支出金額	按分率・備考
調査研究費	費:		
	費:		
	調査研究費 計		
研 修 費	費:		
	費:		
	研 修 費 計		
広聴広報費	費:		
	費:		
	広聴広報費 計		
要請陳情等活動費	費:		
	費:		
	要請陳情等活動費 計		
会 議 費	費:		
	費:		
	会 議 費 計		
資料作成費	費:		
	費:		
	資料作成費 計		
資料購入費	費:		
	費:		
	資料購入費 計		
事 務 所 費	費:		
	費:		
	事 務 所 費 計		
事 務 費	費:		
	費:		
	事 務 費 計		
人 件 費	費:		
	費:		
合 計			

議員名

印

(注) 幹事長とは、会派が定める幹事長をいい、経理責任者とは、会派が定める政務活動費経理責任者をいう。

様式第11号の3(第6条関係)

政務活動実績報告書(政務活動記録簿)

会 派 名

議 員 名

調査 研究	研修	広聴 広報	要請 陳情	会議

活動年月日	年	月	日
支 払 額	円	移動距離	km

目的地		所要時間	相手方等	活動目的 及び 活動内容
市町村名等	場 所 (会場等)			

(注) 移動距離は、自家用自動車で政務活動を行った場合に記載すること。

様式第11号の4 (第6条関係)

政務活動実績報告書(政務活動記録簿)

会 派 名	
参加議員名	

調査 研究	研修	広聴 広報	要請 陳情	会議

活動年月日	年	月	日	～	年	月	日
移動手段	一般交通 ・ 自家用車		支払額	円	移動距離	km	

活動日	目的地	所要時間	相手方等	活動目的 及び 活動内容
	市町村名等 場所 (会場等)	又は 時間帯		
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

(注) 支払額は、支払証明書に計上した金額、移動距離は、全行程のうち自家用自動車を利用した距離を記載すること。

政務活動実績報告書(政務活動記録簿) 【海外視察用】

会派名		経費	
参加議員名			

活動年月日	年 月 日 ~ 年 月 日
視察地(国名)	

活動目的	
------	--

活動日	目的地	所要時間 又は 時間帯	相手方等	活動内容
	都市名 場所(会場等)			
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

備考	
----	--

※ 空港等までの往復など国内での交通費を支払証明書により計上する場合、下欄に記載。

移動手段	一般交通・自家用車	支払額	円	移動距離	km
------	-----------	-----	---	------	----

(注) 支払額は、支払証明書に計上した金額、移動距離は、自家用自動車を利用した距離を記載すること。

様式第 12 号 (第 6 条関係)

領収書等添付票

経 費		按分率又は上限	
整理番号		政務活動費支出額	
領収書その他の証拠書類の添付欄			

(注) 按分による支出がある場合は、所定の欄に按分率及び政務活動費の支出額を記載し、余白に按分率の積算根拠を記載すること。

様式第 13 号 (第 6 条関係)

支 払 証 明 書

経 費

支払年月日	支払額(円)	支払先/目的地	使途/移動距離 (km)	備考
計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 { 会派にあつては名称
及び代表者名議員
にあつては議員名 } 印

- (注 1) 「目的地」及び「移動距離(km)」は、旅費の場合に記載すること。
- (注 2) 按分による支払いがある場合は、「備考」欄に支払総額及び按分の率を記載すること。

様式第 14 号(第 6 条関係)

年 月 日

宮城県議会議長

殿

提出者

提出者	{	会派にあつては名称及び	印
		代表者名, 無会派議員に	
		あつては議員名又は相続人名	

年度政務活動費に係る収支報告の修正について(提出)
宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 13 条第 項の
規定により, 年 月 日付で提出した 年度政務活動費
収支報告書等について, 下記のとおり修正します。

記

1 修正理由

2 修正の対象

(提出者が会派の場合のみ該当する番号に○印を付け, 該当議員名を記載すること)

(1) 会派共通経費

(2) 所属議員 [該当議員名:]

3 修正内容 (該当する番号に○印を付けること)

(1) 政務活動費収支報告書

(2) 政務活動実績報告書(月別支出報告書, 政務活動記録簿を修正する場合
も含む。)

(3) 証拠書類の写し(領収書及び領収書等添付票, 支払証明書)

(4) その他(具体的な書類名:)

4 残余额(該当する番号に○印を付け, (1)の場合は金額を記載すること。)

(1) 修正の結果生じた新たな残余额は _____ 円であり, 返還す
る。

(2) 新たに返還すべき残余额は, 生じていない。

【注】

- 1 修正に当たっては, 政務活動費収支報告修正報告書(様式第 15 号)を提出
するとともに, 上記 3 (2)~(4)のうち修正するものを添付すること。

- 2 修正する書類は、次のとおり見え消しによる修正を行ったものの写しを添付すること。
- (1) 頁の一部分の修正の場合は、二重線により見え消し修正し、該当議員（会派共通経費の場合は、会派の政務活動費経理責任者）の訂正印を押印すること。
 - (2) 頁全体の修正（削除）の場合は、頁全体に斜線を引くなど、全体の抹消が明らかになるよう見え消しを行い、該当議員（会派共通経費の場合は、会派の政務活動費経理責任者）の訂正印を押印すること。
 - (3) 余白に修正年月日を記載すること。
 - (4) 2回以上の修正を行う場合は、修正箇所と修正時期がわかるように、それぞれの修正箇所及び修正年月日の前に（A）、（B）等の記号を付すこと。

年度政務活動費収支報告修正報告書

(年 月分～ 年 月分)

会派名又は無会派議員名

1 収 入

政務活動費 円

2 支 出

(単位 円)

経 費	支 出 額		備 考 (主な修正内容)
	修正前	修正後	
調 査 研 究 費			
研 修 費			
広 聴 広 報 費			
要請陳情等活動費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
事 務 所 費			
事 務 費			
人 件 費			
合 計			
残 余			

3 新たな残余 円

- (注) 1 支出額欄には、修正箇所のみならず、経費ごとの金額を全て記載すること。
 2 新たな残余欄には、「修正後の残余－修正前の残余」による額を記載すること。

様式第 16 号 (第 8 条関係)

措 置 命 令 書

年 月 日

殿

宮城県議会議長 印

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 14 条第 3 項の規定により、下記の措置を講ずることを命じます。

記

- 1 措置の内容
- 2 措置を講ずべき理由

様式第 17 号 (第 9 条関係)

年 月 日

宮城県知事

殿

宮城県議会議長

印

年度政務活動費収支報告書(写し)について(送付)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 15 条の規定により、政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

様式第 17 号の 2(第 9 条関係)

年 月 日

宮城県知事

殿

宮城県議会議長

印

年度政務活動費収支報告の修正報告書(写し)
について(送付)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 15 条の規定により、政務活動費収支報告修正報告書の写しを別添のとおり送付します。

様式第 18 号(第 10 条関係)

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

宮城県議会議長

殿

請求者 住所

氏名

(法人にあつては、事務所
又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名)

下記の政務活動費収支報告書等について、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第 17 条第 2 項の規定に基づき、閲覧を請求しますので、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程第 10 条第 2 項の規定により、閲覧請求書を提出します。

記

1 閲覧を請求する報告書

会派名又は 無会派議員名	
報告書の年度	年度分
報告書の種別	1 収支報告書 2 実績報告書 3 証拠書類の写し